

ビジネス・リスク情報に対する 監査・保証業務の質の計測

——ドイツの監査・保証業務の実態を基礎に——

内 藤 文 雄

1. はじめに

公認会計士が行う保証業務に関して、総合的な研究調査結果が⁽¹⁾1996年12月に公表されて20年以上が経過した。この間、法定監査としての財務諸表監査以外に、さまざまな情報やシステム、あるいは行為に対して、それらの信頼性、適正性、適法性、完全性、誠実性などについて公認会計士が何らかの保証を提供してきている。

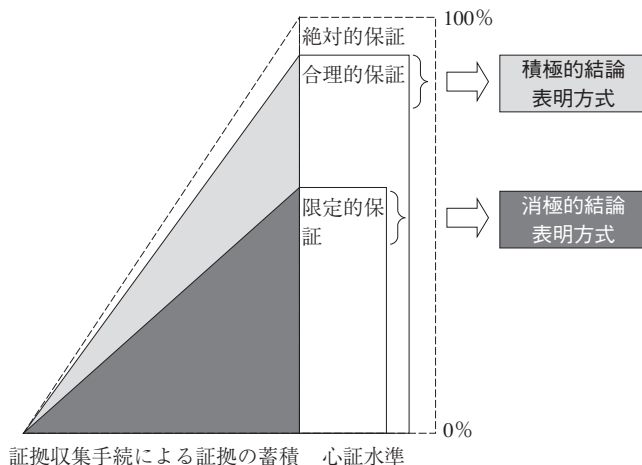
かかる保証の提供で論点となった一つに、法定監査としての財務諸表監査における財務諸表の信頼性の保証と⁽²⁾これ以外の保証との間で保証水準がどのように異なるのかという問題があった。財務諸表監査と比べて他の監査や保証業務が提供する保証水準は、同じなのか、異なるとすればどのように異な

※ 本稿は、平成29年度科学研究費補助金挑戦的萌芽研究（JSPS 科研費15K13061、研究代表者 内藤文雄）による研究成果の一部である。

(1) いわゆるエリオット委員会報告書（AICPA (1996)）。詳細については内藤文雄（1998a）、および、内藤文雄（1998b）参照。

(2) 財務諸表監査において監査人が保証する命題は、財務諸表の信頼性であるとの理解が一般的である。この点について、情報の目的適合性の保証を含めた信頼性と解すべきであると考えられる（内藤文雄（2016）参照）。

[図表 1] 保証業務における諸用語の整理



るのかという問題である。

保証水準をめぐる議論は、結局のところ、合理的保証と限定的保証に収斂したように思われる。積極的保証、消極的保証、暗黙的保証といったような他の用語法を用いての概念定義は一般的ではない。保証を心証ととらえた場合、これらの概念は、「図表 1」のように整理される。

これは、公認会計士が実施するプロフェッショナルとしての業務が社会に対してどのような価値を提供しているかを概念フレームワークとして設定している、IAASB の保証業務の国際的フレームワーク⁽³⁾による考え方が浸透していることによるものと推測できる⁽⁴⁾。

情報の信頼性等を保証する場合、合理的に保証するにせよ、限定的に保証

(3) IAASB (2013a) and IAASB (2013b). 本基準は、2015年12月15日以降の日付で保証報告書を作成する保証業務に適用されている。

(4) IAASB は、IAASB の公表物の性質に関する説明において、「国際品質管理基準および保証業務の国際的概念フレームワークは、すべての種類の保証業務（監査・レビューを含む）に適用される」旨を明らかにしている（Cf. IAASB (2018)）。

するにせよ、保証しようとする命題（たとえば、情報の信頼性）を判断する規準が必須であり、これをなくしてはプロフェッショナルとしての公認会計士の業務は成立しない。業務の質が問われる以上、当然のことである。

保証業務の20年を超える実務経過の結果、どのような種類の保証業務がどの判断の規準をもって実施されてきているのか、本稿の目的の一つはこの点を明らかにすることにある。

ここ数年我々が科研費研究⁽⁵⁾として、ビジネス・リスク情報に対する監査・保証業務について探求してきたこと、また、本目的に資する研究書⁽⁶⁾が2017年8月にドイツで公開されたこともあり、本稿では、ドイツの監査・保証業務の全貌と各業務における業務基準を整理し、その実態を明らかにする。また、ビジネス・リスク情報に対する監査・保証業務に関する制度内容を整理する。

合理的保証にせよ、限定的保証にせよ、監査・保証業務による保証水準の論点は、一体どれほどの水準が確保されて情報などの信頼性等の保証が行われているのかという論点に移っている。我々が探求しようとしてきた⁽⁷⁾はこの論点の解明に尽きる。かかる論点は、監査・保証業務の質の評価において決定的だからである。

そこで、制度内容を確認したうえで、法定開示によるビジネス・リスク情報だけでなく、将来指向的財務情報（予測情報）にも焦点をあて、当該情報に対する監査・保証業務の質はどのように評価しうるのかを探求する。

以上の検討を通じて、監査・保証業務の質に影響する要因を一般化し提示

(5) 科学研究費補助金「基盤研究 (B)「企業リスク情報開示のダイバージェンスの実証と当該情報の監査の保証水準の計測」2013-2015年（課題番号25285144）」および「挑戦的萌芽研究「仮想的ビジネス・リスク情報監査の実験手法による監査の質の計測」2015-2017年（課題番号：15K13061)】。

(6) IDW, WPH Edition (2017).

(7) これについて多数の論稿等を公表してきたが、たとえば、内藤文雄（2014）を参照。

ビジネス・リスク情報に対する監査・保証業務の質の計測（内藤文雄）
する。

II. ドイツにおける監査・保証業務の実態

1. ドイツの監査・保証業務における業務基準の整理

監査にせよ、保証業務にせよ、その質を確保できているかどうかは、監査・保証業務における判断規準たる業務基準の存在と当該基準の保証命題に対する適合性にかかっている。

ドイツでは、「図表2」のように、情報の信頼性等に対する監査・保証業務における情報の種類と監査・保証業務を担当する監査人の活動が判断要素を含むかどうかの違いによって、準拠すべき業務基準が整理されている。図表の上半分は国際基準の場合を、下半分はドイツで適用される基準をそれぞれ示している。

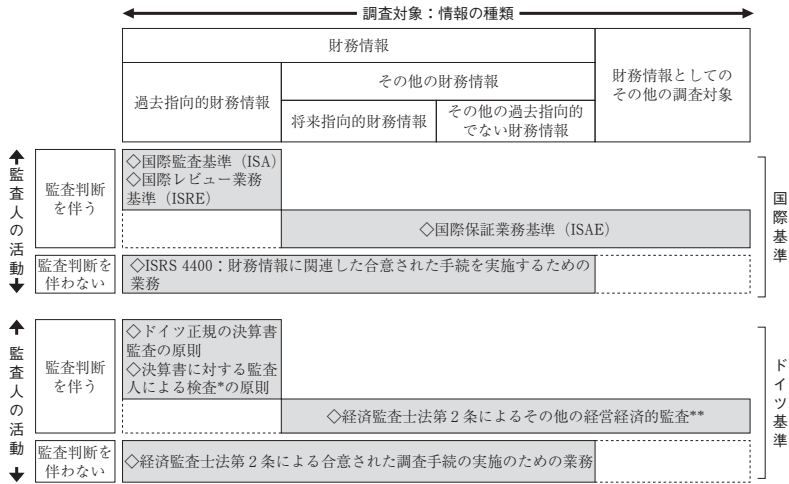
「図表2」から理解されるように、ドイツでの保証業務（「経営経済的監査」と呼称）は、経済監査士法第2条によるその他の経営経済的監査（監査判断ありの場合）と同条による合意された調査手続の実施のための業務（監査判断なしの場合）に関するドイツの業務基準によって実施されている。

ドイツにおいて、経済監査士がすでに提供している新業務「保証業務および類似業務」を大別すれば次の監査が指摘できる。⁽⁸⁾

- 判断対象としての財務情報
 - ・ レビュー（監査人による検査（prüferische Durchsicht））
 - ・ 財務諸表（Finanzaufstellung）またはその構成表の監査
 - ・ 特別目的の決算書の監査
 - ・ 組織変更（Umwandlung）の監査
- 他の判断対象

(8) IDW, WPH Edition (2017), S. 7.

〔図表2〕 ドイツにおける監査・保証業務の業務基準の整理



[出所：IDW, WPH Edition (2017), Abb. 1 und 2, S. 283-4.]

* 「監査人による検査」の言語は、prüferische Durchsichtであり、「レビュー」を意味している。

** 「ドイツ語文献での『その他の経営経済的監査』の概念は、WPハンドブックにおいて明白に導入されている。これは『保証業務』の概念に翻訳される。この場合、『監査』は合理的保証の監査の確実性（確信・信頼性）の程度で言及されているわけではなく、経営経済的監査が十分な（hinreichend）確実性（確信・信頼性）または限定された確実性（確信・信頼性）（限定的保証）をもって実施されうることが明確となっている。ISAE 3400が言う『保証業務』の意味での『検証』の概念は、過去指向的な監査と経営経済的監査とを区別するために用いられている。」（IDW, WPH Edition (2017), S. 284, Anmerkung 18.）

- ・会社法による特別監査
- ・企業経営および経営監視の領域におけるシステムと職能の監査
- ・企業におけるITの利用に関連した監査
- ・資本市場取引の場合の証明または証明類似サービス

これらの個々の監査・保証業務のうち、「図表2」に整理した、経済監査士法第2条によるその他の経営経済的監査（監査判断ありの場合）と同条による合意された調査手続の実施のための業務（監査判断なしの場合）に関するドイツの業務基準の詳細を整理したのが「図表3」である。

ビジネス・リスク情報に対する監査・保証業務の質の計測（内藤文雄）

〔図表3〕ドイツの監査・保証業務の基準一覧

ドイツにおける監査・保証業務	ドイツの監査・保証業務の基準
個々の保証業務に対する IDW・PS（監査基準）の例	<ul style="list-style-type: none"> ・ PS 880：ソフトウェア製品の監査 ・ PS 920：非財政的相手方の場合の有価証券取引法第20条によるシステムの監査 ・ PS 951：サービス提供会社の場合の内部統制システムの監査 ・ PS 980：コンプライアンス管理システムの正規の監査 ・ PS 981：リスク管理システムの正規の監査 ・ PS 982：内部および外部報告制度の内部統制システムの正規の監査 ・ PS 983：内部監査システムの正規の監査
証明業務と直接業務の例示（ISAE 3000によるヴァリエーション）	<ul style="list-style-type: none"> ・ IDW 監査基準による証明業務 PS 951：サービス提供会社の場合の内部統制システムの監査 PS 980：コンプライアンス管理システムの正規の監査 PS 981：リスク管理システムの正規の監査 ・ IDW 監査基準による直接業務 PS 850：情報技術の利用の場合のプロジェクト付随監査 PS 880：ソフトウェア製品の監査 PS 920：非財政的相手方の場合の有価証券取引法第20条によるシステムの監査
特別目的の会計原則に準拠して作成された決算書の監査、および、財務計算書またはその構成表の監査	<ul style="list-style-type: none"> ・ PS 480：特別目的の会計原則に準拠して作成された決算書の監査 ・ PS 490：財務計算書またはその構成表の監査
組織変更（合併・分社・法的形態変更等）とその監査	<ul style="list-style-type: none"> ・ Umwandlungsgesetz（組織変更法）による監査。株式会社の合併の場合、同法第60条適用
将来指向財務情報の経営経済的監査	<ul style="list-style-type: none"> ・ ISAE 3400：予測財務情報の検証 ・ PH（会計士） 9.960.3：主要技術委員会意見書2.003の意味での利益予測および利益見積りの監査ならびに仮定数値に基づく利益見積りに対する確認
寄付金とその監査	<ul style="list-style-type: none"> ○財務情報について <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去指向的で合理的保証の場合 PS 480+490（上掲） ・ 過去指向的で限定的保証の場合 PS 900：監査人によるレビュー原則 ・ 将来指向的で合理的・限定的保証の場合 ISAE 3000+ISAE 3400 ○その他の情報について <ul style="list-style-type: none"> ・ すべての場合 ISAE 3000 ※ 上記のすべての情報に対して次も適用 ・ ISRS 4000 ・ 専門家意見書・鑑定意見書
持続可能性報告とその監査	<ul style="list-style-type: none"> 持続性報告に関する正規の監査または監査人によるレビュー <ul style="list-style-type: none"> ・ PS 821：持続可能性報告の正規の監査または監査人によるレビューの原則 ・ ISAE 3000+3400+3410（温室効果ガス報告書に関する保証業務） ・ AA 1000AS（AccountAbility Assurance Standard）
会社法上の特別監査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的な特別監査：株式法第142-146条 ・ 設立監査：株式法第33条 ・ 増資の場合の現物出資の監査 ・ 会社の事業関係を支配する会社またはそれに結合された会社の監査のための特別監査：株式法第315条 ・ 許容できない過小評価に起因する特別監査：株式法第258条
コーポレート・ガバナンス・システムとその監査	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス管理システム PS 980：コンプライアンス管理システムの正規の監査 ・ リスク管理システム PS 981：リスク管理システムの正規の監査 ・ 報告制度の内部統制システム PS 982：内部および外部報告制度の内部統制システムの正規の監査 ・ 内部監査システム PS 983：内部監査システムの正規の監査

税務CMS (コンプライアンス・マネジメント・システム) の監査	・PS 980: コンプライアンス管理システムの正規の監査 ・Praxishinweis 1/2016 (実務注釈 1/2016): 税務コンプライアンス管理システムに関する実務注釈
サービス会社の IKS (内部統制システム) の監査	・PS 951: サービス会社の IKS の監査または ISAE 3402 (上掲)
ソフトウェア監査	・PS 880: ソフトウェア製品の監査
プロジェクト付随的監査	・PS 850: ERP (Enterprise Resource Planning) システムの導入とソフトウェア開発の場合のプロジェクト付随的監査
包装規制による監査	・包装法第10条 ・PH (監査指針) 9.950.3: 流通している販売用包装に対する完全性説明書の監査
MaBV (ブローカー・デベロッパー) 監査	・ブローカー・デベロッパー法第16条第1項による特別監査 ・PS 830(Re.): ブローカー・デベロッパー法第16条による、トレード条例第34c 条第1項の意味でのトレーダーの監査について (改訂中)
EMIR (欧州市場インフラストラクチャー法) システムの監査	・PS 920: 非財務的相手方における有価証券取引法第20条によるシステムの監査
決算書作成の業務	・S (基準) 7: 年度決算書作成原則
合意された調査手続の実施業務	・ISRS 4400: 財務情報に関する合意された手続業務の実施契約 ※これに匹敵するドイツの基準は存在していない (IDW, WPH Edition (2017), S. 767.)
有価証券目論見書における財務情報に関連する業務	・PH 9.960.1 (監査指針9.960.1): プロフォーマ財務情報の監査および ISAE 3420: サービス組織における統制に関する保証報告 ・PH 9.960.3 (監査指針9960.3: 主要技術委員会意見書2.003の意味での利益予測および利益見積りの監査ならびに仮定数値に基づく利益見積りに対する確認および ISAE 3400: 予測財務情報の検証 ・PS 910: コンフォートレター作成原則
目論見書情報に関する鑑定的活動	・S (基準) 4: 代替的投資ファンドの法的目的目論見書に対する正規の鑑定

(出所: IDW, WPH Edition (2017) で調査の対象とされた監査・保証業務すべての記述から筆者の理解で基準を抽出し、整理したものである。)

2. ドイツの保証業務の位置づけ

上掲のドイツにおける監査・保証業務の業務基準の適用実態から、保証業務は、次のような位置づけにあると理解されうる。

- ・ドイツにおいて、法定監査や有価証券取引法規制による任意のレビュー業務以外に、経営経済的監査の呼称によって多種多様な監査・保証業務が実施されていること

- ・これらの監査・保証業務の業務基準は、法律が直接規制するケース以外に、IDW が業務基準を広範囲に設定していること。ただし、ドイツ固有の業務基準がないケース (たとえば、合意された調査手続の実施業務) では国際基準が適用され、また、固有の業務基準があっても国際基準の適用も容認され

〔図表 4〕 保証業務の範疇

保証業務（最広義）	保証業務（広義） （職業会計士等ソフトウェアシヨナルが関与）	保証業務（狭義） （I A A S B の例示）	財務諸表の適正性の監査	
			内部統制の有効性の監査	
			組織体の業績の保証	
			温室効果ガス排出の保証	
			コンプライアンスの保証	
		保証業務の定義（第10項） を満たすが、国際的枠組 みが言う保証業務でない 業務。	会計、監査、税務などに関する訴訟手続において証明するための業務	
			利用者が何らかの保証を得ようとする、職業的専門家の意見、見解または表記を含む業務で、右に示した条件をすべてを満たすもの	意見、見解または表記が全体の業務にとって単に付随的なもの 特定の想定利用者だけによって利用されるもの その業務が保証業務を意図されていないもの 報告書において、その業務は保証業務として表示されていないもの
		保証業務の定義（第10項） を満たさない業務	合意された手続業務	
			調製	
			税務申告書の作成	
			コンサルティング（助言）業務**	
・業務実施者は不問： <input type="checkbox"/> 行政による各種適正マーク <input type="checkbox"/> 業界団体による各種認定マーク <input type="checkbox"/> 任意団体による監査・審査・検証 <input type="checkbox"/>				

* 利用者を混乱させないために、保証報告書でない報告書では、たとえば以下を避ける。

- ① 本枠組みまたは保証基準への準拠を暗示すること
- ② 「保証」、「監査」または「レビュー」といった用語を不適切に用いること
- ③ 基礎にある主題を規準によって測定または評価した結果について、想定利用者の信頼性の程度を高めることを意図した、十分かつ適切な証拠に基づいた結論について、合理的

にみて誤解される可能性がある言明を含むこと

** 事業買収コンサルティング業務には、歴史的または将来的な財務情報に関する保証を伝達する要請事項が含まれている。そのような場合には、本枠組みは、当該業務のうちの保証の部分だけに目的適格的である。

ているケースがあること。

・経済監査士法第2条は、年度決算書監査を含めた経営経済的監査を実施しなければならないと規定して経営経済的監査を広く容認（第1項）し、また、税務アドバイスの提供（第2項）、および、既存規程にしたがった、企業経営の専門家としての活動・経済問題への提言・外国利害の保護・財産信託管理（第3項）が認められていることから、監査・保証業務の実態として、たとえば、「決算書作成の業務」や「鑑定的活動」も含まれるなど、経営経済

的監査は広範囲の業務内容となっていること。

・「図表4」に示した保証業務の範疇に照らせば、ドイツでは、その実態として、「保証業務（広義）」が実施されていると理解できること。

以上ではドイツにおける監査・保証業務の実態を、最新の総合的な研究書を参考に業務基準の観点から明らかにしてきた。それでは、監査・保証業務の質は、どのように確保されているのであろうか。

以下では、この論点について、Ⅲ．において、「図表2」で整理した「監査判断を伴う」場合の「ドイツ正規の年度決算書監査の原則」等に含まれる、コンツェルン状況報告書記載のビジネス・リスク情報の監査を、さらに、Ⅳ．において、当該監査以外に実施されている、将来指向的財務情報の保証業務をそれぞれ取り上げ、業務基準または業務の性質などから検討する。

Ⅲ．ビジネス・リスク情報の開示と監査

1. ビジネス・リスク情報の開示

ビジネス・リスク情報の開示にかかるドイツの会計基準（商法典およびドイツ会計基準第20号）の規定内容を整理してまとめる。⁽⁹⁾

ビジネス・リスク情報は、法定開示書類のうち、コンツェルン状況報告書において開示される。コンツェルン状況報告書は、決算日後5ヶ月以内（上場会社は4ヶ月以内）に作成しなければならない。この作成義務は、ドイツの資本会社のうち大会社と中会社および上場会社にあるが、親会社の作成義務が免除される場合がある（§ 290 Abs. 1 und § 293 HGB）。作成されたコンツェルン状況報告書は、決算日後1年以内に公開されなければならない（ただし、上場会社の場合は決算日後4ヶ月以内に公開）（§ 325 Abs. 1a und

(9) かかる規定によるビジネス・リスク情報開示のドイツの実態（実際例）については、内藤文雄（2017a）を参照されたい。また、規定内容の詳細については、内藤文雄（2017b）を参照されたい。

ビジネス・リスク情報に対する監査・保証業務の質の計測（内藤文雄）

§ 325 Abs. 4 HGB)。

ビジネス・リスク情報とは何かについて、商法典第315条（§ 315 HGB）はその開示内容として次を規定している。

- ① 重要なチャンスとリスクをともなって事業の予測的發展を評価し説明すること（予測情報・リスク情報・チャンス情報）。また、基礎においた仮定を提示すること。その際、法定代理人は、営業成果を含めた営業の経過とコンツェルンの状況について、事実関係と一致した写像が伝達されるようにコンツェルン状況報告書において最善の知識によって描写することを保証しなければならない。
- ② リスク管理目標と方法、ならびに、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスク、支払不能リスク
- ③ コンツェルン決算書作成プロセスに関連する内部統制システムとリスク管理システム

また、コンツェルン状況報告書におけるビジネス・リスク情報の開示内容として、ドイツ会計基準第20号（Rechnungslegungsstandards Nr. 20（DRS 20））は、「図表5」に整理した事項を規定している。

2. ビジネス・リスク情報の監査

次に、ビジネス・リスク情報に対する監査について、ドイツ商法典は次のように規定している。

ビジネス・リスク情報が記載されるコンツェルン状況報告書は、年度決算書の監査人による監査を受けなければならない（§ 316 Abs. 1-2 HGB）。その場合、決算書監査人によるコンツェルン状況報告書の監査では、「図表6」の10点についての監査が求められている（§ 317 HGB）。

また、コンツェルン状況報告書におけるビジネス・リスク情報（予測情報・リスク情報・チャンス情報）の監査について、ドイツ監査基準第350号

[図表5] コンツェルン状況報告書におけるビジネス・リスク情報の開示内容

	開示事項	注釈	DRS 20 の参照項	
予測情報	1	・予測が依拠している重要な仮定	当該仮定は、コンツェルン決算書に基づき、つまり、コンツェルン決算書と整合する前提でなければならない	118
	2	・他の組織（たとえば、経済予測機関）の予測	他の組織（たとえば、経済予測機関）の予測が営業の経過やコンツェルンの状況に関する固有の予測の仮定として基礎に置かれているならば、当該予測を報告しなければならない。	123
	3	・予測が関係している期間 ・予測期間後のコンツェルンの経済状況に対する特別な影響の説明と分析	予測期間として、直近のコンツェルン決算書の決算日から起算して少なくとも1年でなければならない。予測期間後にコンツェルンの経済状況に特別な影響をもたらすことが予想されるならば、その特別な影響を表示し、かつ、分析しなければならない。	127
	4	・予測された業績指標について、報告年度の実際の値に対して期待される変化に関する記述 ・当該変化の方向と強さ	変化の報告に関する記述は、プラスの傾向またはマイナスの傾向を示し（たとえば、上がる、下がる）、変化の強さは、当該傾向の強度（たとえば、強い、相当な、ささいな、わずかな）を記述する。時点予測、間隔予測、専門知識に基づいた比較の予測（qualifiziert-komparative Prognosen）は、通常、第128項の要求事項を満たしている。比較予測や定性的予測（komparative und qualitative Prognosen）は第128項の要求を満たさない。	128 129 130
	5	・コンツェルンにとって重要な事業分野の予測的な発展	コンツェルンにとって重要な事業分野の予測的な発展がコンツェルンのいずれの事業分野とも明確に異なっている限り、このことについて特に立ち入らなければならない。	132
	6	・特別な事情がある場合、その事情、将来のさまざまなシナリオにおける企業内部の管理のために適用された財務・非財務の業績指標の予測的動向の記述 ならびに、それが予測能力、営業の経過およびコンツェルンの状況に与える影響	特別な事情の結果、経済全体の基本的条件に基づいた将来の発展に関連して異常に高い不確実性が存在し、したがって企業の予測能力が極めて損なわれているならば、比較による予測、または、そのときどきの仮定の報告の下での将来のさまざまなシナリオにおける、企業内部の管理のために適用された財務・非財務の業績指標の予測的動向の記述で足りる。この場合、当該特別な事情ならびにその予測能力、営業の経過およびコンツェルンの状況に与える影響を記述しなければならない。 第133項にしたがって記述されるシナリオでは、前年度の対応する実際値に対して予測された業績指標について、その期待される変化の方向を明確にしなければならない。	133 134
リスク情報	7	・リスク報告： ◇リスク管理システムに関する事項 ◇個別リスクに関する事項 ◇リスク状況の総合的な説明		135
	8	・コンツェルンまたは主要なコンツェルン企業の存立が脅かされると予測されるリスク	その発生によりコンツェルンまたは主要なコンツェルン企業の存立が脅かされると予測されるリスクは、そのようなリスクであることが示されなければならない。	148
	9	・重要な個別リスクが発生した場合に期待される結果	重要なリスクは個々に記述しなければならない。当該リスクが発生した場合に期待される結果を分析し、かつ、評価しなければならない。	149
	10	・リスクの定量的な記述（企業内部で確定した値） ・適用した定量化モデルとその仮定の記述と説明 ・リスクの定量化を見合わせた場合、その理由	リスクの定量化が企業内部の管理のために必要であり、かつ、定量的な報告が理解力のある読者にとって重要であるならば、リスクは定量的に記述しなければならない。この場合、企業内部で確定した値を報告しなければならないし、また、適用した定量化モデルとその仮定を記述し、かつ、説明しなければならない。 第152項による情報の報告がコンツェルンのポジション（たとえば、法訴訟におけるポジション）に深刻に影響を及ぼす見込みが必至の特別な事情のもとでは、リスクの定量化は見合わせることができる。この場合、その理由を記述しなければならない。	152 154

ビジネス・リスク情報に対する監査・保証業務の質の計測（内藤文雄）

11	リスク情報	・リスクによる影響の記述と評価（総考察法） ・リスク抑制方法の実行後になお残るリスクとリスク抑制方法（正味考察法）	リスク抑制のために講じられる方法が実施される前のリスク、ならびに、リスク抑制のための方法を記述し、かつ、評価することができる（総考察法 Bruttobetachtung）。 代替的に、リスク抑制方法の実行後になお残るリスクを記述し、かつ、評価することもできる（正味考察法 Nettobetachtung）。この場合、当該リスク抑制方法を描写しなければならない。	157
12		・前年度に対するリスクの重要な変化の記述と説明		159
13		・コンツェルンのリスク状況の全体像	描写されたリスクは、コンツェルンのリスク状況の全体像にまとめられなければならない。この場合、多様化効果を考慮できる。この場合、たとえば、コンツェルンのリスク負荷能力に言及することができる。	160 161
14		（個別リスクの記述方法）	リスク報告の透明性と明瞭性を高めるために、個別リスクを、ランク付けして整理するか、または、範疇別に同じリスクをまとめるか、いずれかをしなければならない。また、その詳細をセグメント別に記述することもできる。 ランク付けすることを通じて、リスクはその相対的な重要性に対応して描写される。その重要性は、発生可能性と予測の達成または努力目標の達成へのありうる影響から確定される。その場合、重要なリスク全体があるランクで整理されるか、または、その重要性に対応したクラス（たとえば、Aリスク、Bリスク、Cリスク）でまとめることができる。	162 163
15	チャンス情報	・チャンス報告 → 上記の7-14と同様	コンツェルンの重要なチャンスについての報告は、第135項から第164項の規定が同様に適用されなければならない。	165
16	リスク情報・チャンス情報共通		異なるチャンスとリスクの影響を相互に相殺することは許されない。これに関しては、第157項と第158項は関係しない。	167

（Prüfungsstandard (PS) 350）は「図表7」の諸点を規定している。

なお、決算書監査人によるコンツェルン状況報告書の監査（商法典第317条および第322条）およびビジネス・リスク情報（予測情報・リスク情報・チャンス情報）の監査（ドイツ監査基準第350号）は、「図表2」に整理した業務基準のうち、「ドイツ正規の決算書監査の原則および決算書に対する監査人による検査の原則」⁽¹⁰⁾に該当する。

IV. 将来指向的財務情報の保証業務の質

ドイツにおける将来指向的財務情報の保証業務は、Ⅲ. で検討したコンツェルン状況報告書におけるビジネス・リスク情報の正規の監査とは別に実施さ

(10) したがって、「図表3」には掲記されていない。

[図表6] 決算書監査人によるコンツェルン状況報告書の監査 (商法典第317条および第322条)

	規定内容の要点	説明
1	・法令・定款遵守	法律規定およびそれを補完する会社約款または定款の規定が遵守されているかどうか
2	・状況報告書の年度決算書との一致	状況報告書が年度決算書と一致しているかどうか(場合によっては第325条第2a項による個別決算書とも一致しているかどうか)
4	・コンツェルン状況報告書のコンツェルン決算書との一致	コンツェルン状況報告書がコンツェルン決算書と一致しているかどうか
5	・決算書・状況報告書の決算書監査人の監査に際して獲得した知覚との一致	それらが決算書監査人の監査に際して獲得した知覚と一致しているかどうか
6	・状況報告書・コンツェルン状況報告書全体としての企業・コンツェルンの状況についての適切な概観の伝達	状況報告書が全体として企業の状況についての適切な概観を伝達し、また、コンツェルン状況報告書が全体としてコンツェルンの状況についての適切な概観を伝達しているかどうか
7	・将来の発展のチャンス・リスクの適切な表示	これらの監査を行う場合、将来の発展のチャンスおよびリスクが適切に表示されているかどうか
8	・状況報告書の作成の法律規定遵守性	状況報告書の作成に関する法律規定が遵守されているかどうか*
10	・会社の存続を脅かす発展を早期に知覚する監視システムの構築の有無と有効な機能	上場株式会社の場合、取締役会が株式法第91条第2項**により義務づけられている方策を適切な形で講じたかどうか それにより設定されるべき監視システムがその機能を果たしているかどうか
11	・監査意見	① 無限定・限定・拒絶(異議の場合または監査判断できない場合)のいずれかの付記
12	・企業・コンツェルンの存続を危うくするリスクについての特別な言及	② 企業またはコンツェルンの存続を危うくするリスクについて、特別な言及
13	・無限定の確認の付記: ◇異議のない旨 ◇コンツェルン決算書の法律規定遵守性 ◇コンツェルン決算書の会計原則遵守性・事実関係に一致した画像の伝達	③ 無限定の確認の付記の場合、何らの異議にも至らなかったこと、および、コンツェルン決算書は、監査を通じて得られた決算書監査人の認識に基づいた決算書監査人の判断評価によれば、法律規定に合致しており、かつ、正規の簿記の諸原則またはその他の重要な会計基準を遵守して、企業またはコンツェルンの財産、財務、および収益の状況に関する事実関係に一致した画像を伝達していること
14	・コンツェルン状況報告書の年度決算書・個別決算書・コンツェルン決算書との一致	④ コンツェルン状況報告書が決算書監査人の判断によれば年度決算書と、場合によっては第325条第2a項による個別決算書またはコンツェルン決算書と一致しており、かつ、
15	・状況報告書・コンツェルン状況報告書全体としての企業・コンツェルンの状況の適切な表示	⑤ 全体として企業またはコンツェルンの状況の適切な表示を伝達しているかどうか
16	・将来の発展のチャンス・リスクの適切な表示	⑥ 将来の発展のチャンスおよびリスクが適切に表示されているかどうか

* 第289a条(上場株式会社の企業経営管理に関する説明)第2項(法律の要求を超えて適用された企業経営実務に関する目的適切な報告事項)および第315条(コンツェルン状況報告書の内容)第5項(第289a条第1項の意味での親会社は、当該コンツェルンのために企業経営に関する説明を作成し、かつ、当該コンツェルン状況報告書における特別な記載箇所として記載しなければならない。第289a条が対応して適用されなければならない。)による報告は、当該監査には無関係である。この点については、当該監査の枠内においてこれらの報告が行われているかどうかだけを確認しなければならない。

** 取締役会は、適合する方策を設定しなければならない。とりわけ、会社の存続を脅かす発展を早期に知覚する監視システムを構築しなければならない。

ビジネス・リスク情報に対する監査・保証業務の質の計測（内藤文雄）

[図表7] ビジネス・リスク情報（予測情報・リスク情報・チャンス情報）の
監査（ドイツ監査基準第350号）

	規定内容	PS 350の 参照項
1	予測的で価値評価にかかる開示項目について、決算書監査人は、年度決算書開示事項を背景として、当該開示事項の説得性と決算書監査の間に決算書監査人が得た知見との整合性を判断する。	22
2	予測的で価値評価にかかる開示項目の監査は、まず、状況報告書の開示事項の導出にとって重要である限り、企業内部の経営計画システムの信頼性と機能能力について決算書監査人が確信することが前提となっている。さらに、予測と価値評価がそのようなものとして特徴づけられているかどうか、および、それらが事実関係に基づいているかどうか、すなわち、予測と価値評価が現実的かどうかを監査されなければならない。企業の予測の確実性の評価のためには、前年度の状況報告書を実際に生じたその後の展開と比較しなければならない。	23
3	また、予測の基礎にある、実際の状況を背景とした経済状況に影響する重要な要因の将来の動向についての仮定が、完全性と説得性について監査されなければならない。状況報告書における予測は、企業の内部の期待と乖離してはならない。当該期待は、現実的なものでなければならないし、企業経営者の意図ならびに特定の処理を実行する能力が適切な方法で映し出されていなければならない。重要な仮定の発生が圧倒的に優勢な蓋然性で期待されない限り、代替的な考察とその影響が状況報告書に表示され、その表示によって経済状況が十分に表示されているかどうかを検討されなければならない。	24
4	最後に、そのときどきの問題状況に対して適用された予測モデルが事実即しており、かつ、正しく適用されているかどうかを監査されなければならない。したがって、たとえば、傾向外挿法*は、仮定された原因－効果－関係の相対的な安定性を根底に置きうる場合で、かつ、重要な影響額が原則として変化しない場合にのみ意味がある（たとえば、売上高予測の場合の製造計画）。	25
5	予測の現実性と並んで、価値評価にかかる開示事項の場合、表現形態や語句の選択によって事実上期待される関係の意図した紛らわしい写像が伝達されていないかどうか、追加して監査されなければならない。	26
6	無限定の確認の付記の場合、適切な監査の確認に関する商法典第317条、321条および322条から次のように要約されて表現される。つまり、決算書監査人の判断によれば、状況報告書は、年度決算書および場合によっては商法典第325条第2項による個別決算書と一致しており、かつ、全体として企業の状況について適切な写像を伝達し、ならびに、将来の発展のチャンスとリスクを適切に表示している。	34
7	状況報告書が場合によっては存続を脅かすリスクについて十分に表示しているかどうかとはかわりなく、決算書監査人は、商法典第322条第2項第3文により、監査の範囲内で確認した、企業の存続を脅かすリスクを確認の付記において特別に取り上げなければならない。	35
8	状況報告書に関して、異議がある場合、確認の付記を限定しなければならない。これは、たとえば、次の場合に当てはまる。 (i) 状況報告書が法律の義務に反して作成されなかった場合 (ii) 要求されている重要な報告事項（たとえば、将来の発展に関する記載（以下省略））が状況報告書に欠けている場合 (iii) 状況報告書に含まれる監査の義務のある情報が誤っているかまたは監査済みの基礎資料と矛盾している場合 (iv) 決算書監査人が重要な予測的な言明を合理的とはみなさない場合、または (v) 決算書監査人が特定の事態を評価できない場合	36

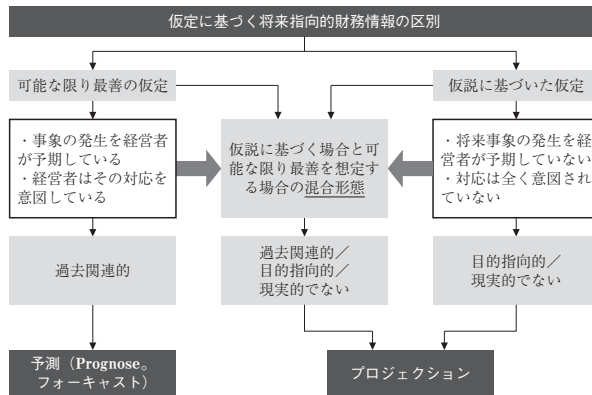
* 過去の傾向を将来に延長して予測すること

れている。つまり、法定監査以外においても実施されている。

その場合、適用される業務基準は、法律規定を受けた監査基準ではなく、ドイツ固有の基準または国際基準である。

将来指向的財務情報の保証業務の質は、直接的には観察可能ではないことから、当該保証業務の性質や保証要点（保証業務において監査人が心証形成

[図表 8] フォーキャストとプロジェクションとの相違



[出所：IDW, WPH Edition (2017), Abb. 3, S. 286.]

すべき観点・命題)を探ることによって、間接的に推定してみたい。

まず、将来指向的財務情報では、さまざまな将来情報が記載される。将来情報は、現在の情報・データに基づいて将来に生起することが合理的に期待される場合か、または、合理的期待が要求されない場合がありうる。将来情報は、フォーキャストとプロジェクションとに区別して、議論が行われている。

両者の違いは「図表8」に整理したように、可能な限り最善の仮定に基づいた過去関連的で仮定における将来事象の発生が良き可能な場合であるのか(予測：フォーキャスト)、それとも、当該将来事象の発生が予期可能ではなく現実的ではないものの、目的指向性が大きい場合であるのか(プロジェクション)の違いである。ただし、両者の混合携帯として両方の性質を有する「混合プロジェクション」も一つの範疇としてとらえることができるから、ドイツでは、将来情報には3種類があることになる⁽¹¹⁾。

(11) なお、両者の違いについて、次が参考になる。「フォーキャストとは、予想される企業の財政状態や経営成績を表した予測情報である。すなわち、現実にかき

【図表9】 予測（フォーキャスト）の種類

ドイツ会計基準第20号（DRS 20）による予測（Prognose）の種類			
点予測	間隔予測	趨勢の強さを含めた 趨勢言明	質的または比較する 趨勢言明
DRS 20 が許容する予測			DRS 20 が許容しない 予測

[出所：IDW, WPH Edition (2017), Abb. 4, S. 290.]

将来指向的財務情報の保証業務では、これらの違いがその質に影響を与えることになる。

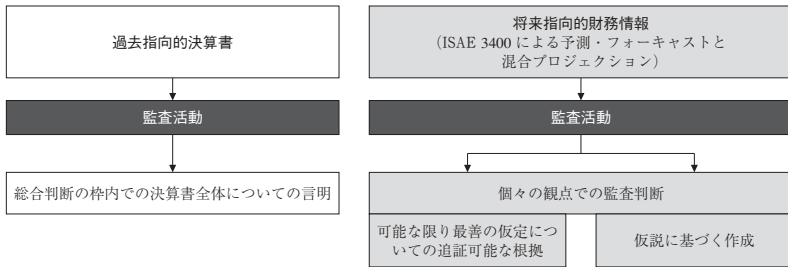
また、予測（フォーキャスト）について、すでにみたように、ドイツ会計基準第20号では、「図表9」の通り、単なる趨勢は許容されていないため、ビジネス・リスク情報の正規の監査では問題とならないが、将来指向的財務情報の保証業務では、単なる趨勢に関する記述の信頼性をどのように保証するのが問題となる。この点は、当該保証業務の質に影響を与える。

さらに、「図表10」に示したように、将来指向的財務情報の保証業務では、過去指向的財務情報の正規の監査とは異なり、対象とする情報全体の信頼性についての保証ではなく、情報の個々の観点についての保証が問題とされ、また、可能な限り最善の仮定についての追証可能な根拠の有無または仮説の適切性の有無に対する検証の程度の差が当該保証業務の質に影響する。

以上の検討に加えて、将来指向的財務情報の保証業務において業務基準が

ことが想定される状況に基づいて作成される。プロジェクションとは、1つまたは複数の仮定に基づいて企業の財政状態や経営成績を表した予測情報である。すなわち、仮定した事象が現実起きるかどうかはわからないが、もし事象が起きたとしたらという前提に基づいて作成される。」（仰星マネジメントコンサルティング（2018）この理解は、Cambridge Dictionary（WEB）による説明と同義である。つまり、フォーキャストは「特に特定の状況と結びついた、将来に生起する可能性が高いと判断される言明」（a statement of what is judged likely to happen in the future, especially in connection with a particular situation）、プロジェクションは「現在保有している情報に基づいた将来に関する計算または憶測」（a calculation or guess about the future based on information that you have）とされており、前者の方が不確実性が小さい。

[図表10] 監査判断の総合性と個別性



[出所：IDW, WPH Edition (2017), Abb. 5, S. 293.]

求める保証要点について、国際基準とドイツ固有の基準とを比較したのが「図表11」である。

「図表11」から理解されるように、国際基準による場合、予測（フォーキャスト）、混合プロジェクション、いずれの場合にあっても、保証要点は、仮定に関する追証可能な根拠を求めること、および、将来指向的財務情報の会計原則と仮定に基づいた作成を確かめることの2点が義務となっている。これに対し、ドイツ固有の基準では、前者は保証要点ではなく、後者、および、それに加えて、将来指向的財務情報が会社の会計原則に準拠しているかどうかの2つの保証要点が義務となっている点で異なっている。

つまり、ドイツでは、仮定の適切性よりも、将来指向的財務情報の適正表示が重視されており、年度決算書の法定監査と同様の思考が貫かれていると理解できる。保証業務を「経営経済的監査」と呼称するのは、監査と保証業務とはその本質において相違しないという考え方が背後にあるのではないかと考えられる。法定制度としての監査ではないとしても、経営経済的監査の一環として実施される保証業務の質は、法定監査に劣るものではないとの思考が読み取られ、興味深い。

つまり、情報を作成する前提となる仮定を重視している国際基準と、作成された情報がその表示しようとする事実関係の描写の適正性を重視している

【図表11】 将来指向的財務情報の保証業務における保証要点の比較

要点 経営経済的監査	保証すべき要点		
	仮定	作成／制作プロセス	会計原則
ISAE 3400 による 予測（フォーキャスト）	可能な限り最善の 仮定についての 追証可能な根拠 義務的	会計原則と仮定に基 づいた正規の作成／ 制作 義務的	会社の会計原則への 準拠* 任意* 会社の会計原則への 準拠 義務的
ISAE 3400 による 混合プロジェクト	可能な限り最善の 仮定についての 追証可能な根拠 義務的 仮説的な仮定を 適切とする説明		
ISAE 3400 による 仮説的な仮定に基 づく場合以外のプ ロジェクト	仮説的な仮定を 適切とする説明		
IDW PH 9.960.3 による利益予測 （フォーキャスト）	仮定の説明		
	義務的保証要点		
	任意の保証要点		
	保証要点でない		

* 会計原則準拠性の監査が実施されていない限りにおいて、ISAE 3000 による保証業務が委託されうる。

【出所：IDW, WPH Edition (2017), Abb. 6, S. 300.】

ドイツの基準との間の差異が読みとられる。ただし、情報作成プロセスの正規性は両者ともに保証要点として共通している。ドイツが適正表示を重視していることは、法定監査と保証業務（経営経済的監査）との間において概念的な統一性がはかられている証左であると言えるであろう。これを保証水準の観点で考えるならば、将来指向的財務情報の保証業務では、法定監査と同

様な水準の保証が求められていると解釈できる。

V. おわりに

財務諸表監査の質の確保は、ディスクロージャー制度の根幹事項である。監査が保証業務へと拡がりを見せているなか、監査のみならず保証業務の質の確保も同様に重要となっている。我々の社会において、情報、システム、行為のいずれをとってもその信頼性を揺るがす事件が後を絶たず、事件発生の度に社会生活の基盤が失われているのではないかとの危惧がもたれる。

それだけに、情報、システム、行為の信頼性に対する監査・保証業務の社会的役割は大きくなっていると言ってよいだろう。しかし、監査にせよ保証業務にせよ、その質が確保されているのかどうか、これを直接的に確かめることができれば、その意義がさらに増す。

監査・保証業務の質に与える要因は、多種多様である。保証業務の概念枠組みでは、主題（情報、システム、行為のそれぞれについて何を保証するのか）の適切性、業務基準の適合性（主題に適合した基準が存在しているかあるいは設定可能か）、主題を裏付ける証拠の十分性、業務結果の文書化可能性、これらに加えて、主題をめぐる利害関係が三者関係であること、以上の5つの構成要件が保証業務足りうる条件とされていることは周知である。かかる5条件それぞれについて、問題とされる監査なり保証業務なりがどのような条件となっているのかによって、質が異なってくることは容易に理解できる。

本稿では、業務基準の存在の観点から、ドイツにおける監査・保証業務の実態を整理したうえで、ビジネス・リスク情報の法定監査と将来指向的財務情報の経営経済的監査（保証業務）を取り上げ、それらの監査の質に影響を与えると要素を検討してきた。しかし、かかる検討は、質を計測上での間接的な考慮事項に過ぎず、質を直接的に計測するものではない。

ビジネス・リスク情報に対する監査・保証業務の質の計測（内藤文雄）

日本公認会計士協会「品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会」が2018年2月16日にWEB公開した『品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会報告書』（平成30年1月15日）において、監査の品質を定義されたうえで、監査の品質に影響を及ぼす要因について、次のように指摘している。⁽¹²⁾

品質管理レビュー制度は、監査の品質に対する自主規制の根幹をなす極めて重要な制度であるが、一昨々年から今まで、我が国の企業社会が協会及び会員に対して投げかけている問題はそれを超えて、監査の品質それ自体の在り方に関わっている。財務諸表監査全体の品質に影響を及ぼす重要な要因の一つとして協会の品質管理レビュー制度があるが、当然のことながら、監査の品質に影響を及ぼす要因は、それに限られない。監査の品質は、監査時間や監査報酬の水準、監査事務所による監査技術の開発、会員の専門的職業研修のみならず、監査制度や協会内及び監査事務所内の諸制度の建付け、監査事務所のガバナンスと業務管理、個人会員の個人的特性、行政からの監視、会計規範や監査規範の水準など、様々な要因によって影響を受ける。

研究会が指摘する諸要因のなかでも、監査時間が監査の質に影響を及ぼす度合いはかなりの比重を占めると考えられる。監査時間の計測は、部外者には一切不可能である。監査人自らが監査・保証業務の質を計測するためのデータ収集を行い、学識経験者が当該データを分析できる日を望んで止まない。

参照文献

AICPA (1996), *Report of Special Committee on Assurance Services Engagement*, December 1996.

IAASB (2013a), *International Framework for Assurance Engagements*, December. 2013.

IAASB (2013b), *International Standard on Assurance Engagements (ISAE) 3000 Revised*, Assurance Engagements Other than Audits or Reviews of Historical Financial Information, December. 2013.

IAASB (2018), “IASB pronouncements”, <https://www.iasplus.com/en-us/resources/global-organisations/other/iaasb>（2018年4月24日参照）

IDW, WPH Edition (2017), *Assurance - Vertrauensleistungen außerhalb der Abschlussprüfung* -, IDW Verlag, August 2017, 850 S.

(12) 日本公認会計士協会（2018）、3-4頁。

- 仰星マネジメントコンサルティング (2018), 「合理的に実現可能な事業計画を策定する」, <http://www.gyosei-mc.co.jp/service/cpm1-2.html> (2018年4月24日参照)
- 内藤文雄 (1998a), 「ビジネスの国際化と会計監査機能」, 『国民経済雑誌』, 第178巻第1号, 1998年7月, 99-114頁。
- 内藤文雄 (1998b), 「公認会計士の監査・保証業務の拡張に関する調査研究の動向」, 『JICPA ジャーナル』, 第10巻第10号, 1998年10月, 43-49頁。
- 内藤文雄 (2014) 編著, 『監査・保証業務の総合研究』, 中央経済社, 2014年1月。
- 内藤文雄 (2016), 「財務諸表の監査における監査判断形成と監査報告モデル」, 『会計』, 第189巻第3号, 2016年3月, 13-27頁。
- 内藤文雄 (2017a), 「企業リスク情報に対する監査判断の探究 —ドイツ経済監査士に対する調査—」, 『甲南経営研究』, 第57巻第4号, 2017年3月, 1-38頁。
- 内藤文雄 (2017b), 「ビジネス・リスク情報に対する監査判断の実態」, 『甲南経営研究』, 第58巻第1号, 2017年6月, 1-35頁。
- 日本公認会計士協会 (2018) 「品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会」, 『品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会報告書』(平成30年1月15日), 2018年2月16日, <https://jicpa.or.jp/news/information/files/5-99-0-2-20180216.pdf> (2018年4月24日参照)